

日本応用心理学会学会賞規程

- 第1条 日本応用心理学会は、応用心理学の振興と発展を図るため、ここに日本応用心理学会学会賞（以下、学会賞という）を設ける。
- 第2条 学会賞は、論文賞と奨励賞からなり、応用心理学の研究に特に貢献した会員に授与する。
- 第3条 学会賞は、本学会機関誌『応用心理学研究』所載の論文を対象とする。
- 第4条 学会賞選考のために学会賞選考委員会（以下、委員会という）を設置する。
- 2 委員の定数は7名を上限とし、任期は3年間とする。
 - 3 委員長は常任理事の中から選出する。
 - 4 委員長は常任理事会の承認を得て委員を指名する。
 - 5 委員会は学会賞の候補を選考し、常任理事会に推薦する。
- 第5条 学会賞の授与は、年次大会時に理事長が行う。
- 第6条 学会賞の選考細則は別に定める。

- 付則
- 1 本規程は平成19年2月23日より施行する。
 - 2 本規程は平成24年4月1日より改正施行する。